

1 はじめに

(地方拠点法制定の経緯と目的)

地方における人口移動の状況は、一時、転入超過となったものの、再び転出超過となり、地方全体の活力の低下が見られる一方、東京圏については、再び転入超過となり、過密に伴う大都市問題がさらに深刻化するという状況が生じた。そのため、地方拠点都市地域について、都市機能の増進と居住環境の向上を図るとともに、過度に集積した産業業務施設を地方拠点都市地域に移転、再配置することにより、地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展に資することを目的として、平成4年8月、地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）が施行された。

(置賜地方拠点都市地域基本計画の策定と概要)

置賜3市5町（米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町）は、平成6年9月9日、山形県知事から地方拠点都市地域に指定されたことを受け、基本計画の策定にとりかかった。

基本計画は、本地域の持つ先端技術産業をはじめとする産業集積と定住拠点としての高い資質を生かし、若者をひきつける賑わいのある空間や、真に豊かな生活を実現するためのゆとりと潤いに満ちた居住環境の整備を行うと同時に、地域整備の効果を内外に波及させるための交通ネットワーク等の充実を図り、本地域の一体性と拠点性の向上を促進し、さらには山形県南部の拠点として山形県全体の発展に大きく寄与するとともに、国土の均衡ある発展に貢献することを基本理念とした。

平成7年7月24日、山形県知事の承認を得た置賜地方拠点都市地域基本計画は、本地域の特性を踏まえ、「自然と文化豊かな創造的交流都市圏おきたま」の形成を将来像に掲げ、概ね10年間を計画期間とし、将来像の実現に向けて6つの拠点地区を設定し、中心都市と周辺地域の機能分担を図りながら、地域一体となった整備を促進してきた。

(基本計画の見直しについて)

今般、基本計画の策定から10年が経過したことから、基本計画の達成状況や事業の進捗状況を整理し、これまでの地域の整備効果を検証しながら、今後の置賜地方拠点都市地域の方向性について検討し、基本計画の見直しを行うものである。